

防災士資格取得に必要な応急手当講習会の実施について(ご案内)

特定非営利活動法人日本防災士機構様認定の防災士資格習得には地域の消防本部様が実施する「普通救命講習Ⅰ」等の応急手当講習修了証取得が必須となっております。現状、札幌市に於いては消防局様が主催する「普通救命講習Ⅰ」の講師派遣型団体講習が数年前より開催されておらず、派遣型団体講習と同等の講習を行っていた公益財団法人札幌市防災協会様の「普通応急手当講習Ⅰ」の廃止に伴い、事業所、団体単位で防災士資格取得を目指されている方々の応急手当技能に関する認定を得る機会が皆無な状況との相談が札幌市内の企業様より寄せられました。

以上の経緯から当社より防災士認定を行う特定非営利活動法人日本防災士機構事務局様に当社が実施しております、応急手当講習の講師資格、実施カリキュラム、実施状況(実績)のご報告を行ったところ下記要件を満たす事により当社の講習に於いても防災士資格取得に関わる講習として認定される事になりました。

防災士資格習得を事業所・団体にて目指される企業様におかれましては、認定に必要とされる要件にて講習を実施致しますのでお申し込み時に、担当者迄お申し出頂きますようお願い致します。尚、費用等の割増はありません。

<株式会社北海道救急リリーフが実施する防災士資格取得に必要な応急手当講習会の要件>

- ・事業所、団体向けの講習であること。
(個人での受講は札幌市で実施する普通救命講習Ⅰを受講下さい。)
- ・従来通り受講証は事業所、個人双方に発行すること。
(資格申請の場合は当社が発行した事業所用講習実施証明書、個人用受講証の双方提出が必要です)
- ・担当講師は全て国家資格者である救急救命士が実施すること。
(看護師、応急手当普及員など救急救命士以外の講習実施は不認可となります)
- ・事業者用、個人用受講証には講師を担当した救急救命士名及び救急救命士登録番号を記載すること。
(複数講師で講習を実施した場合は全ての救急救命士名及び登録番号を記載すること)
- ・心肺蘇生法及び AED の取り扱いを含む講習内容とすること。
(防災士機構様より講習時間の指定は有りませんでした。当社判断により普通救命講習Ⅰと同等の講習とする為に、防災士取得の為に応急手当講習は180分以上の講習時間を確保頂きます。)